

○つくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則

令和6年3月25日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市子育て応援住宅条例（令和5年つくばみらい市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第4号に規定する所得をいう。

(2) 所得基準 入居者及び同居者の所得の金額を合算した額が158,000円を超え487,000円以下（ただし、当該合算した額が158,000円以下の場合であっても、今後所得の増加が見込まれるときは、この限りでない。）の額をいう。

(入居者の公募の方法)

第3条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞、ラジオ等
- (2) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (3) 市の広報紙
- (4) 市のホームページ
- (5) 指定管理者が行う募集
- (6) その他市長が認めるもの

2 前項の公募に当たっては、市長は、つくばみらい市子育て応援住宅が地域優良賃貸住宅であること、所在地、種類、戸数、規模、構造、家賃、入居者資格、申込方法、選定方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。

(公募の例外)

第4条 市長は、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日国住備第160号）第6条第2項に基づく、災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情があるものは、公募を行わず子育て応援住宅に入居させることができる。

(入居期間)

第5条 子育て応援住宅の入居者資格の区分ごとの入居期間は、別表第1のとおりとする。

(入居の申込み)

第6条 条例第5条に規定する入居者資格を有する者で子育て応援住宅に入居しようとする者は、つくばみらい市子育て応援住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類(同居者分を含む。)を添付して、入居の申込みをしなければならない。

- (1) 所得の額があることを証する書類
- (2) 税の滞納がないことを証する書類
- (3) 住所を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(入居の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者の中から子育て応援住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、つくばみらい市子育て応援住宅入居決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(入居者の選定)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき子育て応援住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定により入居者を選定する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が子育て応援住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定することができる。

(入居の手続)

第10条 入居決定者は、原則として、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署するつくばみらい市子育て応援住宅賃貸借契約書(様式第3号の1。以下「賃貸借契約書」という。)を提出すること。ただし、連帯保証人ではなく家賃債務保証業者と契約する場合は、契約書の写しを添付すること。

(2) 第16条に規定する敷金を納付すること。

2 前項の規定に関わらず、入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を期間内に

することができないときは、市長が別に指示する期間内に前項各号に掲げる手続をしなければならない。

- 3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、入居決定者が第1項各号に掲げる手続をしたときは、速やかに当該入居決定者に対して子育て応援住宅の入居が可能となる日（以下「入居可能日」という。）をつくばみらい市子育て応援住宅入居可能日通知書（様式第4号）により通知しなければならない。
- 5 入居決定者は、入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 6 入居決定者は、子育て応援住宅に入居したときは、速やかにつくばみらい市子育て応援住宅入居届（様式第5号）に住民票の写し（同居者分を含む。）を添付して、市長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第11条 前条第1項第1号に規定する連帯保証人は、3親等以内の親族1人とする。ただし、連帯保証人は、家賃債務保証業者との契約に変更することができる。

- 2 連帯保証人は独立して生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有する者であることとする。
- 3 連帯保証人は、極度額を限度として、その履行する責任を負うものとする。
- 4 連帯保証人が保証する極度額は、第12条第1項で決定した家賃の12月分に相当する金額とする。
- 5 連帯保証人は、所得の額があることを証する書類を提出するものとする。
- 6 連帯保証人は、印鑑証明書を提出するものとする。
- 7 連帯保証人は、入居者が条例及びこの規則に違反した場合には、連帯してその責任を負わなければならない。
- 8 連帯保証の期間は、賃貸借契約書及びつくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用契約書（様式第16号）の期間と同一とする。入居者が引き続き入居する場合、連帯保証人は、つくばみらい市子育て応援住宅賃貸借契約及び駐車場使用更新確認書（様式第3号の2）により更新するものとする。ただし、契約を継続する場合において更新の契約手続をしなかったときは、借地借家法（平成3年法律第90号）第26条第1項の規定を適用し、前契約と同一条件で契約は更新されたものとする。

9 連帯保証人又は家賃債務保証業者を変更しようとするときは、つくばみらい市子育て応援住宅連帯保証人（家賃債務保証業者）変更届（様式第6号）により届出なければならない。

10 市長は、連帯保証人として不相当と認めるときは、入居者に対し連帯保証人を変更させることができる。

11 第1項の規定により家賃債務保証業者と契約する場合において、当該家賃債務保証業者は入居者の賃貸借契約書及びつくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用契約書から生じる一切の債務について、連帯して保証することができるものと認められる会社であることとする。

（家賃の決定及び変更）

第12条 条例第7条に規定する子育て応援住宅の家賃の額は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

（1）物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

（2）近隣の民間賃貸住宅又は子育て応援住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。

（3）子育て応援住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

（収入の申告）

第13条 入居者は、毎年度、市長に対し、つくばみらい市子育て応援住宅収入申告（報告）書（様式第7号）に市町村長が発行する収入を証する書類等を添えて行わなければならない。

（家賃の納付）

第14条 市長は、入居者から、入居可能日から当該入居者が子育て応援住宅を退去した日（第30条の規定による明渡しの請求を行ったときは、明渡しの請求を行った日）までの間の家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月市長が指定した日までに、家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに子育て応援住宅に入居した場合又は子育て応援住宅を退去した場合において、その月の入居の期間が1月に満たないときは、その月の家賃及び共益費（以下、「家賃等」という。）は日割計算とし、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 入居者が第26条に規定する手続を経ないで子育て応援住宅を退去したときは、第1

項の規定にかかわらず、市長が退去の日を認定し、その日までの家賃等を徴収する。

(令7規則8・一部改正)

(家賃等の督促)

第15条 市長は、入居者が家賃等を前条第2項の納期限までに納付しない場合は、期限を指定してつくばみらい市子育て応援住宅家賃等督促状(様式第8号)により督促しなければならない。

(敷金)

第16条 市長は、入居者から別表第3の範囲内において、敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が子育て応援住宅を明渡ししたとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときには、敷金のうちこれらを控除した額を還付する。

3 敷金には、利息をつけない。

(修繕の実施)

第17条 市長は、必要があると認める場合は、子育て応援住宅及び共同施設の修繕を実施するものとする。

(入居者の費用負担義務)

第18条 次に掲げる費用は、入居者等の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道料金及び下水道の使用料
- (2) 通信設備の設置及び維持管理に要する費用
- (3) じんかいの処理に要する費用
- (4) 共同施設、エレベーター及び給水施設の維持管理に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める費用

(共益費)

第19条 市長は、前条の費用のうち、次の費用を共益費として入居者に納付させるものとする。

- (1) 共同施設及び共用部分の電気料金、水道料金及び下水道使用料
- (2) エレベーターの維持管理に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入居者等の共通の利益を図るため必要があると認める費用

2 共益費は、家賃と同時に納付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共益費を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、共益費を変更する必要があると認めるとき。

(2) 子育て応援住宅及び共同施設について改良を施したことに伴い、共益費を変更する必要があると認めるとき。

4 共益費は、別表第4のとおりとする。

(入居者の保管義務等)

第20条 入居者は、子育て応援住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき理由により、子育て応援住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、当該入居者が原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

4 入居者は、子育て応援住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

5 入居者は、子育て応援住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(不在届)

第21条 入居者は、子育て応援住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長につくばみらい市子育て応援住宅不在届(様式第9号)により届出をしなければならない。

(同居者異動届)

第22条 入居者は、同居している親族が出生・死亡・婚姻・離婚・転出等により異動したときは、当該事由が発生した後30日以内につくばみらい市子育て応援住宅同居者異動届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(工作物設置等承認申請)

第23条 入居者は、子育て応援住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、つくばみらい市子育て応援住宅工作物設置等承認願(様式第11号)で市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うときは、入居者が子育て応援住宅を退去する際、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項ただし書の承認を受けずに子育て応援住宅を模様替えし、又は増築したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(同居承認)

第24条 子育て応援住宅の入居者は、当該子育て応援住宅への入居の際に同居を認めら

れた親族以外の者を同居させようとするときは、同居しようとする理由を記載したつくばみらい市子育て応援住宅同居承認願（様式第12号）に同居させようとする者に係る次に掲げる書類を添付して、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 所得の額があることを証する書類
- (2) 税の滞納がないことを証する書類
- (3) 住所を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認願が提出された場合において、その内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、承認することができる。

- (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が所得基準を超えないこと。
- (2) 同居させようとする者が入居者の配偶者又は3親等以内の親族であること。

3 市長は、第1項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居承継)

第25条 子育て応援住宅の入居者が当該入居者と同居していた者を残して死亡し、又は離婚その他やむを得ない理由により退去した場合において、当該入居者と同居していた者が、引き続き当該子育て応援住宅に入居しようとするときは、つくばみらい市子育て応援住宅入居承継承認願（様式第13号）に当該承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類を添付して、市長の承認を受けなければならない。

(退去届)

第26条 入居者は、子育て応援住宅を退去及び駐車場を明渡そうとするときは、その1月前までにつくばみらい市子育て応援住宅退去届（様式第14号）により市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申入れの日から1月分の家賃等（本契約の解約後の家賃相当額を含む。）及び駐車場使用料を支払うことにより、退去届け出の日から起算して1月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(入居資格喪失者の認定)

第27条 市長は、入居者が次に掲げる要件のいずれかに該当した場合にあっては、入居資格喪失者として認定し、すみやかに当該入居者にその旨を通知するものとする。

- (1) その同居する子ども（複数あるときは最年少である子どもに限る。）の年齢が

18歳に達した日以後最初の3月31日を迎えたとき。

(2) 子どもを有しない状態で、入居後10年が経過したとき。

(3) 婚姻関係を解消し、又は事実上婚姻関係と同様の事情が解消された場合であつて、当該解消後、子育て応援住宅に居住を継続しようとする世帯が子育て世帯又は新婚世帯に該当しないとき。

2 入居資格喪失者は、当該認定に対し、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正し、その旨を当該入居資格喪失者に通知するものとする。

(入居資格喪失者に対する明渡し請求)

第28条 市長は、前条第1項の規定により入居資格喪失者の認定を受けた入居者に対し、期限を定めて、当該子育て応援住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、当該入居者が入居資格喪失者の通知を受領した日以後における最初の3月31日から起算して6月を経過した日の翌日とする。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情があると認める場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) その他前2号に準ずる特別の事情があるとき。

(入居資格喪失者に対する家賃)

第29条 前条第1項の規定による請求を受けた入居資格喪失者が同条第2項の期限が到来してもなお当該子育て応援住宅に継続して入居を続けるときは、入居者は、同項の期限が到来した日の翌日から当該子育て応援住宅の明渡しを行う日までの期間について、別表第2の額に近傍同種家賃との差額を加算した額の家賃を支払わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、子育て応援住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃等を3月以上滞納したとき。

(3) 故意又は過失により子育て応援住宅を損傷したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上子育て応援住宅を使用しないとき。

(5) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

(6) 第20条から第25条までの規定に違反したとき。

2 前項の規定により子育て応援住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該子育て応援住宅を明渡さなければならない。この場合において、入居者は、市長の定めるところにより明渡しの請求の日の翌日から明渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

(立入検査)

第31条 市長は、子育て応援住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に子育て応援住宅の立入検査をさせ、又は入居者に対して指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している子育て応援住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該子育て応援住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(駐車場使用許可)

第32条 駐車場を使用しようとする者は、つくばみらい市子育て応援住宅入居申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定した場合は、つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用許可通知書(様式第15号)により通知しなければならない。

(駐車場使用手続)

第33条 駐車場の使用決定者は、当該通知を受けた日から10日以内につくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用契約書(様式第16号)に、自動車検査証の写しその他市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 前項のつくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用契約書(様式第16号)の記載内容に変更が生じた場合、つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用変更届(様式第17号)により届出なければならない。

(駐車場使用廃止手続)

第34条 駐車場の使用者が、駐車場の使用を廃止するときは、つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用廃止届(様式第18号)により届出なければならない。

(駐車場使用料)

第35条 駐車場の使用料は、別表第5のとおりとする。

(駐車場使用料の変更)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場に改良を施したことに伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。

(駐車場使用料の納付)

第37条 市長は、駐車場の使用者から、駐車場の使用が可能となる日から当該入居者が駐車場を明渡した日(第30条の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求があった日)までの間の使用料を徴収する。

- 2 駐車場の使用者は、市長が指定した日までに、その月の使用料を納付しなければならない。
- 3 駐車場の使用者が新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を明渡した場合において、その月の使用の期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とし、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 駐車場の使用者が第34条に規定する手続を経ないで子育て応援住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が駐車場の明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。

(令7規則8・一部改正)

(駐車場使用料の督促)

第38条 市長は、駐車場使用料を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してつくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用料督促状(様式第19号)により督促しなければならない。

(駐車場の明渡請求)

第39条 市長は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第27条で掲げる入居資格喪失者として認定されたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該駐車場を明渡さなければならない。この場合において、駐車場の使用者は、市長の定めるところにより明渡しの請求の日の翌日から明渡した日までの駐車場の使用料の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

(集会施設の利用届)

第40条 集会施設を利用しようとする者は、つくばみらい市子育て応援住宅集会施設利用届(様式第20号)を原則として集会施設を利用しようとする日の3月前から3日前までに市長に届出なければならない。

(集会施設の利用時間)

第41条 集会施設を利用することができる時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

(集会施設の利用範囲)

第42条 集会施設を利用できる者は、子育て応援住宅の入居者又は同居者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、集会施設の運営に支障のない範囲で、同項に規定するものでない者にも集会施設の利用を可能とする。ただし、この利用は、入居者と地域住民の交流促進や、入居者サポートのためとする。

(集会施設利用者の義務)

第43条 第40条の利用届出した者(以下「利用者」という。)は、この規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(集会施設の利用制限)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会施設の利用を認めない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集会施設の管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(集会施設の利用中止)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会施設の利用中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が第43条に規定する利用者の義務に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の届出をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、集会施設の管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第46条 利用者は、その利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第47条 利用者は、集会施設に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合にあっては、この限りでない。

(原状回復の義務)

第48条 利用者は、集会施設の利用を終了したとき、又は第45条第1項の規定により利用中止を命ぜられたときは、利用した施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第49条 故意又は過失により施設等をき損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第50条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(つくばみらい市子育て応援住宅条例の施行期日)

2 つくばみらい市子育て応援住宅条例（令和5年つくばみらい市条例第20号）の施行期日は、令和7年1月1日とする。

(準備行為)

3 この規則の規定による申請手続その他必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則の規定は、令和7年1月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

入居者資格	入居期間
子育て世帯	入居可能日から入居資格を満たさなくなった日の属する年度の3月末日まで
新婚世帯	入居可能日から10年間
市長が必要と認める世帯	市長が必要と認める期間

※入居可能日に新婚世帯であった世帯が、入居期間中に子育て世帯の条件を満たす場合、新婚世帯から子育て世帯へと移行する。

※入居期間は、特別な事情がない限り、原則として子育て応援住宅に入居していた期間を通算する。

別表第2（第12条関係）

（令6規則34・全改）

名称	住戸番号	家賃（月額）
エルグランディール	A102、A103、A104、A107、A108、A109、B106、B107、B108	63,000円
	A105、A106、B102、B103、B105	64,000円
	A202、A203、A204、A207、A208、A209、B206、B207、B208	64,500円
	A101、A110、B104、B109	65,000円
	A205、A206、A302、A303、A304、A307、A308、A309、B202、B203、B205、B306、B307、B308	65,500円
	B101	66,000円
	A201、A210、A305、A306、B204、B209、B302、B303、B305	66,500円

	A301、A310、B201、B304、B309	67,500円
	B301	68,500円

別表第3（第16条関係）

区分	敷金
連帯保証人の場合	入居可能日の家賃の3月分に相当する金額
家賃債務保証業者の場合	不要

別表第4（第19条関係）

（令6規則34・全改）

名称	階数	共益費（月額）
エルグランディール	1階	3,000円
	2階、3階	4,000円

別表第5（第35条関係）

名称	規格	駐車場使用料（月額）
つくばみらい市子育て応援住宅駐車場	1区画	2,000円

様式第1号(第6条及び第32条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅入居申込書

年 月 日

つくばみらい市長 様

〒 _____
(住 所) _____

入居申込者 (氏 名) _____
(電話番号) _____

次のとおり、子育て応援住宅に入居したいので、関係書類を添え、申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違する場合、申込みに関する一切の権利を放棄します。

希望住宅		棟 号				
同居予定の親族	申込者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	年齢	職業等・勤務先 (名称・所在地・電話)	備考
	本人					
予 定 の 連 帯 保 証 人 ※	(住所)	申込者との続柄		電話		
	(氏名) (歳)			職業・勤務先		

※連帯保証人に代えて、保証会社を利用する場合は、記載不要です。

駐車場使用希望の有無 (別途使用許可、使用料を要す)	駐車場必要台数	台
----------------------------	---------	---

添付書類 住民票(入居予定者全員)、最新の所得証明書(入居予定者全員)、税金に滞納がない証明書、その他必要書類

-----<以下は記入しないでください>-----

※ 調 査 事 項	①同居者 : 適・否	(備考)	※ 入 居 決 定	住戸 :	住宅 号
	②所得基準 : 適・否			決定日 :	年 月 日
	③住宅必要状況 : 適・否			可能日 :	年 月 日
	④納税状況 : 適・否			家賃 :	円/月
	⑤連帯保証人 : 適・否				
所得認定額 :	円/月	総合判断 :	適・否		

(裏面を確認してください)

入居申込について

《申込者の主な資格》

- (1) 現に同居する親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいる者又は同居予定の親族がいる者で世帯要件としてつくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則に該当している者。
- (2) 世帯の合計所得月額が158,000円を超え487,000円以下であること
(ただし、当該合算した額が158,000円以下の場合であっても、今後所得の増加が見込まれるときは、この限りでない。)
- (3) 自ら居住するため、住宅を必要とすること。
- (4) その者及び現に同居し、又は同居予定の親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- (5) その者及び現に同居し、又は同居予定の親族が市町村税等を滞納していない者

《個人情報の取り扱い及び課税資料等の閲覧について》

私及び同居人は、つくばみらい市子育て応援住宅への入居を申し込むに際し、審査やその他について必要がある場合には、課税資料や住民情報など、必要な情報を閲覧することについて了承します。

また、私は、つくばみらい市個人情報の保護に関する法律施行条例を確認の上、私の個人情報がつくばみらい市個人情報の保護に関する法律施行条例のとおり取り扱われることに同意致します。尚、私が同居者など第三者の個人情報を提供する場合には、私は当該第三者から事前に同意を得た上で提供していることを確約致します。

年 月 日

申込者氏名

《暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律について》

私及び同居人は、暴力団員ではないことを誓います。

また、市が必要と判断した場合の警察機関への照会に了承し、結果、前述に偽りある時は入居申込の取り消しなど、いかなる処分に対しても従うことを誓います。

年 月 日

申込者氏名

《個人情報取扱について》

業務上、取得しました個人情報については、つくばみらい市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守します。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市子育て応援住宅入居決定通知書

子育て応援住宅の入居について、つくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則第7条の規定により次のとおり入居を決定したので通知します。なお、同規則第10条の規定により、原則として10日以内に入居手続きを行ってください。

所在地	
住宅名	
家賃	月額 円
駐車場使用料	月額 円
共益費	月額 円
敷金	円
許可入居者数	人

(2) 契約期間

始期	年	月	日から	年	月間
終期	年	月	日まで		

(3) 家賃等

家賃・共益費		支払期限		支払方法	
家賃	円	月分を 毎月	日まで	振込、 口座 振替	振込先金融機関名：
共益費	円	月分を 毎月	日まで		預金：普通・当座
					口座番号：
				口座名義人：	
				振込手数料負担者：借主	
				持参先：-	
敷金	家賃	月相当分	その他 一時金		
		円			
附属施設使用料					
その他					

(4) 貸主及び管理業者

貸主 (社名・代表者)	住所 〒300 - 2395 茨城県つくばみらい市福田 195 氏名 つくばみらい市長 電話番号 - - (課係)
管理業者 (社名・代表者)	所在地 〒 商号(名称) 電話番号 賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣 () 第 号

*貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話番号
--------	--------------------

(5) 借主及び同居人

	借主	同居人		
氏名	(氏名)	(氏名)	(年齢)	歳
	(年齢) 歳	(氏名)	(年齢)	歳
	(電話番号)	(氏名)	(年齢)	歳
		合計 人		
緊急時の連絡先	住所 〒 氏名 電話番号 借主との関係			

(6) 連帯保証に関する表示

家賃債務保証法人	所在地 〒 商号 (名称) 電話番号 家賃債務保証法人登録番号 国土交通大臣 () 第 号
連帯保証人及び 極度額	住 所 〒 氏 名 電話番号 極度額 円 (契約時家賃の12月分)

(契約の締結)

第1条 貸主及び借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間及び更新)

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。

2 貸主及び借主は、協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)

第3条 借主は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(家賃)

第4条 借主は、頭書(3)の記載に従い、家賃を貸主に支払わなければならない。

2 1月に満たない期間の家賃は、1か月を30日として日割計算した額とする。

3 貸主は、次の各号の一に該当する場合には、家賃を改定することができる。

一 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

二 子育て応援住宅及び共同施設について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分及び共同施設の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料等(以下この条において「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとする。

2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。

3 1月に満たない期間の共益費は、日割計算した額とする。

4 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議の上、共益費を変更することができる。

一 物価の変動に伴い、共益費を変更する必要があると認めるとき

二 子育て応援住宅及び共同施設について改良を施したことに伴い、共益費を変更する必要があると認めるとき

(敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する敷金を貸主に交付するものとする。

2 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができない。

3 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を借主に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を敷金から差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合には、貸主は、敷金から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 借主及び借主の同居者は、次の各号の事項を確約する。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 借主は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 借主は、本物件の使用に当たり、貸主の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

5 借主は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、貸主に通知しなければならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、借主の責めに帰すべき事由により必要となったものは借主が負担し、その他のものは貸主が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、貸主にその旨を通知し修繕の必要について協議するものとする。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、貸主が正当な理由なく修繕を実施しないときは、借主は自ら修繕を行うことができるものとし、修繕に要する費用は貸主の負担とするが、修繕範囲は小修繕に限るものとし、小修繕以外については、事前に貸主の承認を得なければ借主自ら修繕してはならないものとする。この場合の修繕に要する費用については、第1項に準ずるものとする。

5 借主は、別表第4に掲げる修繕について、第1項に基づき貸主に修繕を請求するほか、自ら行うことができる。借主が自ら修繕を行う場合においては、修繕に要する費用は借主が負担するものとし、貸主への通知及び貸主の承諾を要しない。

(契約の解除)

第10条 貸主は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、明渡しの請求をすることができる。

一 不正の行為によって契約したとき

二 家賃を3月以上滞納したとき

三 故意又は過失により子育て応援住宅を損傷したとき

四 正当な理由によらないで15日以上子育て応援住宅を使用しないとき

五 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）

六 規則第20条から第25条までの規定に違反したとき

2 借主は、前項の規定により本契約を解除された場合は、速やかに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、借主は、貸主の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。貸主は、借主が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第六号から第八号に

掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(借主からの解約)

- 第11条 借主は、貸主に対して少なくとも1月前につくばみらい市子育て応援住宅退去届にて解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から1月分の家賃（本契約の解約後の家賃相当額を含む。）を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(一部滅失等による家賃の減額等)

- 第12条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、家賃は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、貸主及び借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借をした目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第13条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第14条 借主は、本契約が終了する日までに（第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。
- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第15条 借主は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、借主の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 貸主及び借主は、本物件の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第5の規定に基づき借主が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

- 第16条 貸主は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒否することはできない。
- 3 貸主は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に通知しなければならない。

(家賃債務保証法人の提供する保証)

- 第17条 頭書（6）に記載する家賃債務保証法人の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証法人が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主及び借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければならない。

(連帯保証人)

- 第18条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、頭書(6)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、借主又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、貸主は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、借主の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
- 5 連帯保証人は、本契約が終了し、本物件が完全に明け渡され、且つ借主の債務が完済されるまで、借主の貸主に対する債務を免れないものとする。但し、借主又は連帯保証人が死亡した場合は、死亡した日をもって、連帯保証人が負担する債務の元本が確定するものとする。

(協議)

- 第19条 貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 2 本契約に関し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い、道義的に解決することができる。

(その他)

- 第20条 本契約以外の事項については、つくばみらい市子育て応援住宅条例及び規則の定めるところによる。

(特約条項)

- 第21条 第20条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

	貸主：	㊟
	借主：	㊟

別表第1（第8条第3項関係）

一	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五	猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
六	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
七	本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
八	本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

別表第2（第8条第4項関係）

一	階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三	観賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第1第五号に掲げる動物を除く。）を飼育すること。

別表第3（第8条第5項関係）

一	頭書（5）に記載する同居人に新たな同居人を追加（出生を除く。）すること。
二	15日以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4（第9条第5項関係）

ヒューズの取替え	蛇口のパッキン、コマの取替え
電球、蛍光灯の取替え	風呂場等のゴム栓、鎖の取替え
その他費用が軽微な修繕	

別表第5（第15条関係）

原状回復工事単価基準表及び説明書

（物件に応じて、空欄に「工事内容」、「処理内容」、「基準」、「単価（円）」を記入して使用してください。）

工事内容	処理内容	基準	単価（円）	工事内容	処理内容	基準	単価（円）
ハウスクリーニング				菊割れフタ			
エアコンクリーニング				洗濯機用エルボ			
クロス				電球・蛍光灯			
クッションフロア				鍵			
天袋							

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における借主・貸主双方で負担の概算額を認識するためのものです。

※従って、退去時においては、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して、借主・貸主双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

1 退去時における住宅の損耗等の復旧について

（1）経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については、賃貸人の費用負担で行い、賃借人はその費用を負担しないとされています。

（2）賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、賃借人は、その復旧費用を負担するとされています。

例：○洗浄では落ちない程の、ヤニ・線香による壁天井の変色

○換気不足・結露を放置したことによるカビ

○柱・壁・天井等の釘穴、ねじ穴

○天井に直接つけた照明器具のあと

○日常の不適切な手入れ、もしくは不適切な使用による設備の毀損

2 例外としての特約について

賃貸人と賃借人は、両者の合意により、退去時における住宅の損耗等の復旧について、上記（1）及び（2）で示した原則とは異なる特約を定めることができるとされています。

【特約事項（例）】

通常損耗の場合であっても、借主は退室時に、室内清掃費用、室内部品交換代を負担するものとします。

3 当該契約における賃借人の負担内容について

解約後の原状回復工事は、上記「原状回復工事単価基準表」に基づく請求に従って行われます。

以上の原状回復工事に関する内容の説明を受け、上記価格に基づいた工事を行う事を承諾いたします。

年 月 日

入居者住所
氏名

記名押印欄 (家賃債務保証法人の場合)

下記貸主と借主は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸主 住所 〒
氏名 印
電話番号

借主 住所 〒
氏名 印
電話番号

媒介業者 免許証番号 [] 知事・国土交通大臣 () 第 号

代理 事務所所在地

商号 (名称)

代表者氏名

宅地建物取引士 登録番号 [] 知事 第 号

氏名

※家賃債務保証法人との契約書の写しを添付すること。

記名押印欄（連帯保証人の場合）

下記貸主と借主は、本物件について上記のとおり貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、上記のとおり借主の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、連帯保証人の記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸主 住所 〒
氏名 印
電話番号

借主 住所 〒
氏名 印
電話番号

連帯保証人 住所 〒
氏名 印
電話番号
極度額

媒介業者 免許証番号〔 〕 知事・国土交通大臣（ ） 第 号

代理 事務所所在地

商号（名称）

代表者氏名

宅地建物取引士 登録番号〔 〕 知事 第 号

氏名

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市子育て応援住宅入居可能日通知書

入居決定住宅の入居可能日をつくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則第10条の規定により、通知します。

入居可能日 (部屋引き渡し日)	年 月 日
所在地	
住宅名	

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

つくばみらい市子育て応援住宅入居届

つくばみらい市長 様

(住 所)
入居者 (氏 名)
(電話番号)

年 月 日付け 第 号で入居可能日通知を受けた子育て応援住宅に、次のとおり入居したので届け出ます。

1 入居住宅

住宅名	住宅 号	指定の入居可能日

2 住宅入居日

入居世帯員氏名	続柄	入居年月日	備考
	本人 世帯主		

3 添付書類 入居者及び同居者の住民票の写し

様式第6号(第11条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅連帯保証人(家賃債務保証法人)変更届
 つくばみらい市長 様

年 月 日

入居者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記のとおり、つくばみらい市子育て応援住宅連帯保証人(家賃債務保証法人)の変更を届け出ます。

記

入居住宅	住宅名	
	家賃 円	敷金 円
1 現在の連帯保証人(家賃債務保証法人)		
フリガナ 住所(所在地)		
フリガナ 氏名(名称)		
2 新しい連帯保証人(家賃債務保証法人)		
(1) 連帯保証人を立てようとする場合		
フリガナ 住所		
フリガナ 氏名	(自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 _____)	
勤務先	フリガナ 所在地	
	フリガナ 名称	電話番号 _____
(2) 家賃債務保証法人を立てようとする場合		
フリガナ 所在地		
フリガナ 名称	(電話番号 _____)	
緊急連絡先	フリガナ 住所	入居者との間柄
	フリガナ 名称	自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

次の書類を添付してください。

- 1 連帯保証人を立てようとする場合は、所得の額があることを証する書類(所得証明書、源泉徴収票、年金調書の写しなど)、連帯保証人の印鑑証明書
- 2 家賃債務保証法人を立てようとする場合は、家賃債務保証法人から保証を受けていることを証明する書類

様式第7号(第13条関係)

収入申告(報告)書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

つくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則第13条の規定により、次のとおり収入の申告(報告)をします。

入居住宅	住宅名		棟 階		号室		
	家賃		月額		円		
同居親族	続柄	フリガナ氏名	生年月日	職業	過去の1年間所得の給与その他	勤務先又は所得の生ずる先	収入控除区分
							① ② ③ ④ ⑤ ⑥
		個人番号					
		個人番号					
		個人番号					
		個人番号					
		個人番号					
		個人番号					
		個人番号					
		個人番号					
計	人			合計		円	

添付書類

所得のある者全員の所得の額があることを証する書類

注意事項

収入控除区分欄は、記入しないでください。

- ① 同居親族又は扶養親族 ② 老人扶養親族 ③ 一般障害者 ④ 特別障害者 ⑤ 寡婦(寡夫) ⑥ 非同居の扶養親族

様式第8号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市子育て応援住宅家賃等督促状

年度 月分家賃等が未納となっておりますので、早急に納めてください。

納付義務者	住所
	氏名
納期限	年 月 日
家賃	月額 円
共益費	月額 円

※この督促状が到着する前に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

- ・至急、子育て応援住宅管理事務所へ現金をお持ちいただくか、管理者の口座へ直接振り込んでください。
- ・3月以上滞納した場合は、住宅の明渡し及び滞納金の一括払いについて、訴訟等の手続きをすることがあります。

様式第9号(第21条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅不在届

- 1 入居者住所
- 2 入居者氏名
- 3 住宅を不在とする理由

- 4 不在とする期間

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

上記のとおり不在にします。
ただし、不在中であっても当月の家賃
す。

円は納入することを約束しま

年 月 日

入居者住所

氏名

様式第10号(第22条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅同居者異動届

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 _____)

次のとおり、同居者の異動をお届けします。

入居 住宅	住宅名					
	所在地					
異動 家族	続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	職業	異動年月日	異動事由
						1 2 3 4 5
	個人番号					
						1 2 3 4 5
	個人番号					
						1 2 3 4 5
	個人番号					
						1 2 3 4 5
個人番号						

添付書類

異動の事由を証する書類

注意事項

- 1 異動事由が発生した後30日以内に提出してください。
- 2 「異動事由」欄は、次のあてはまる番号を○で囲んでください。
(1) 出生 (2) 出生以外による (3) 婚姻による転出 (4) 死亡
(5) その他による転出
- 3 同居の場合は、「子育て応援住宅同居承認願」により申請してください。

様式第11号(第23条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅工作物設置等承認願

1 承認事項(図面添付)

上記のことについて、承認くださるようお願いいたします。

年 月 日
住宅 号

入居者氏名

つくばみらい市長 様

上記のことについては、次条件を付して承認します。

- 1 願出の施行場所、様式など市の指示があった場合は、無条件で市の指示に従うこと。
- 2 市の指示により撤去を要する場合及び住宅を明け渡す場合は、無条件で原形に復すること。

年 月 日

つくばみらい市長 印

様式第12号(第24条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅同居承認願

同居しようとする者の氏名	年齢	続柄	同居しようとする理由	期間	所得額

上記同居人は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、また同居人は、市が必要と判断した場合の警察機関への照会を了承すると共に、前述に偽りある時は同居承認の取り消しなど、いかなる処分に対しても従うことを誓います。

なお承認を得た上は、つくばみらい市子育て応援住宅条例及び同条例施行規則その他の市の指示を遵守させますので、同居を承認くださるようお願いいたします。

年 月 日

住宅名 棟 号

入居者氏名

つくばみらい市長 様

上記の同居を承認します。

年 月 日

つくばみらい市長



(個人情報について)

業務上、取得した個人情報については、つくばみらい市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に管理いたします。

様式第 1 3 号(第 2 5 条関係)

つくばみらい市子育て応援住宅入居承継承認願

入居承継をしようとするものの氏名	年齢	職業	入居承継をしようとする理由	所得額

上記承継人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと、また、市が必要と判断した場合の警察機関への照会を了承すると共に、前述に偽りある時は承継の承認の取り消しなど、いかなる処分に対しても従うことを誓います。

なお承継承認を得た上は、つくばみらい市子育て応援住宅条例及び同条例施行規則その他、市の指示を遵守しますので入居承継を承認くださるようお願いします。

年 月 日

入居者住所

入居者氏名

つくばみらい市長 様

上記の入居承継を承認します。

年 月 日

つくばみらい市長 

(個人情報について)

業務上、取得した個人情報については、つくばみらい市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に管理いたします。

様式第14号(第26条関係)

年 月 日

つくばみらい市子育て応援住宅退去届

つくばみらい市長 様

(住 所)
入居者 (氏 名)
(電話番号)

子育て応援住宅を退去し、駐車場を明渡したいので届け出ます。

1 退去の住宅名	住宅 号
2 駐車区画番号	
3 退去年月日	年 月 日(退去の検査希望日)
4 退去の理由	
5 転出・転居先	
6 備 考	

様式第15号(第32条関係)

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用許可通知書

子育て応援住宅の駐車場について、つくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則第32条の規定により次のとおり決定したので通知します。なお、つくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則第32条の規定により、10日以内に手続きを行ってください。

所在地	
住宅名	
駐車場使用料	月額 円
駐車区画番号	
駐車区画の使用期間	子育て応援住宅駐車場使用契約の契約期間と同じ

様式第16号（第11条及び第33条関係）

つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用契約書

(1) 賃貸借の目的物

駐 車 場 の 所 在 地	名 称			
	所在地	〒		
契 約 車 両	駐 車 位 置 （ 1 ）	区 画	車種	
			色	
			登録番号	
	駐 車 位 置 （ 2 ）	区 画	車種	
			色	
			登録番号	

(2) 契約期間

始 期	年	月	日から	年	月間
終 期	年	月	日まで		

(3) 使用料

使用料	支 払 期 限	支 払 方 法	
計 円/1台 円	月分を 毎月 日まで	振込、 口座 振替	振込先金融機関名： 預金 ： 口座番号 ： 口座名義人： 持参先：
その他			

(4) 貸主及び管理業者

貸 主 (社名・代表者名)	住所 〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 氏名 つくばみらい市長 電話番号 (課 係)
管理業者 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話番号

(5) 連帯保証に関する表示

連帯保証人	住所 〒
	氏名
	電話番号
	極度額 円（契約時駐車場の12か月分）
家賃保証事業者等	所在 〒
	名称
	電話番号

※自動車検定の写しを添付してください。

（契約の締結）

第1条 貸主つくばみらい市及び借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本駐車場」という。)について、以下の条項により使用契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（契約期間及び更新）

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。

2 貸主及び借主は、協議の上、本契約を更新することができる。

（使用料）

第3条 借主は、頭書(3)の記載に従い、使用料を貸主に支払わなければならない。

2 1月に満たない期間の使用料は、日割り計算した額とする。

3 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を変更することができる。

- 一 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- 二 駐車場について改良を施したことに伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。

（反社会的勢力の排除）

第4条 借主及び借主の同居者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確約しなければならない。

（禁止される行為）

第5条 借主は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 本駐車場に引火物その他危険物を持ち込むこと。
- 二 本駐車場を第三者に転貸すること。
- 三 本駐車場内に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- 四 他の賃借人、および近隣の迷惑となる様な行為をすること。

（契約の解除）

第6条 貸主は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、明渡しの請求をすることができる。

- 一 不正の行為によって使用許可を受けたとき

- 二 使用料を3月以上滞納したとき
 - 三 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき
 - 四 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき
 - 五 つくばみらい市子育て応援住宅条例第27条で掲げる入居資格喪失者として認定されたとき
 - 六 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき
- 2 借主は、前項の規定により本契約を解除された場合は、速やかに本駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、借主は、貸主の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの駐車場の使用料の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

(借主からの解約)

第7条 借主は、貸主に対して14日前に明渡しの申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第8条 借主は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、すみやかに）、本駐車場を明け渡さなければならない。

2 借主は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に貸主に通知しなければならない。

(貸主の免責)

第9条 天災、地震、火災、盗難、及び他車による事故の発生等によって借主または自動車に損害が生じても貸主はその責を一切負わない。

(家賃債務保証法人の提供する保証)

第10条 頭書(5)に記載する家賃債務保証法人の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証法人が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主及び借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の責務を頭書(5)に記載する極度額の範囲で負担するものとする。

2 連帯保証人の請求があるときは、貸主は、主たる債務の元本等の不履行の有無及び、これらの残額に関する情報を提供しなければならない。

(その他)

第12条 本契約以外の事項については、つくばみらい市子育て応援住宅条例及びつくばみらい市子育て応援住宅条例施行規則の定めるところによる。

(特約事項)

第13条 第12条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

貸主：	Ⓜ
借主：	Ⓜ

下記貸主つくばみらい市と借主は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。	
	年 月 日
貸主	住所 氏名 印
借主	住所 氏名 印 連絡先℡1 連絡先℡2 勤務先名 勤務先電話番号 勤務先住所
連帯保証人	住所 氏名 実印 連絡先℡1 連絡先℡2 勤務先名 勤務先電話番号 勤務先住所
媒介業者	免許証番号 [] 知事・国土交通大臣 () 第 号 主たる事務所所在地 商号 (名称) Ⓜ 代表者氏名 TEL 従たる事務所所在地 宅地建物取引主任者 登録番号 [] 知事第 号 氏名 印

様式第17号(第33条関係)

年 月 日

つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用変更届

つくばみらい市長 様

(住 所)
入居者 (氏 名)
(電話番号)

子育て応援住宅駐車場使用契約書の記載内容に変更がありましたので、次のとおり届出
ます。

駐車区画番号		
変更があった事項		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更年月日		
変更理由		

※駐車場に駐車する車を変更したときは、変更後の自動車の自動車検査証の写しを添付し
てください。

様式第18号(第34条関係)

年 月 日

つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用廃止届

つくばみらい市長 様

(住 所)
入居者 (氏 名)
(電話番号)

下記のとおり、廃止しますので届出ます。

- 1 廃止理由
- 2 廃止期日
- 3 添付書類(廃車証明書)

様式第19号(第38条関係)

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市子育て応援住宅駐車場使用料督促状

年度 月分駐車場使用料が未納となっておりますので、早急に納めてください。

納付義務者	住所
	氏名
納期限	年 月 日
駐車場使用料	月額 円

※この督促状が到着する前に納付いただいている場合は、行き違いですのでご了承ください。

- ・至急、子育て応援住宅管理事務所へ現金をお持ちいただくか、管理者の口座へ直接振り込んでください。
- ・3月以上滞納した場合は、駐車場の明渡し及び滞納金の一括払いについて、訴訟等の手続きをすることがあります。

様式第20号（第40条関係）

つくばみらい市子育て応援住宅集会施設利用届

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住所
氏名

次のとおり集会施設を利用したいので届け出ます。

利用者	氏名又は 団体名	
	住所又は 所在地	
	電話番号	
	代表者氏名	
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで	
利用人数	人	
備考		
	受付番号	

様式第1号（第6条及び第32条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号の1（第10条関係）

（令7規則8・全改）

様式第3号の2（第11条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第15条関係）

様式第9号（第21条関係）

様式第10号（第22条関係）

様式第11号（第23条関係）

様式第12号（第24条関係）

様式第13号（第25条関係）

様式第14号（第26条関係）

様式第15号（第32条関係）

様式第16号（第11条及び第33条関係）

（令7規則8・全改）

様式第17号（第33条関係）

様式第18号（第34条関係）

様式第19号（第38条関係）

様式第20号（第40条関係）